

岡崎市監査委員公告第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、岡崎市教育委員会（教育長）から措置を講じた旨の通知があったので、同項及び岡崎市監査基準第21条第1項の規定によりその内容を公表する。

令和7年7月2日

岡崎市監査委員	高	橋	重	長
同	石	川	真	司
同	畑	尻	宣	長
同	杉	浦	久	直

措置の通知書（教育委員会事務局 教育政策課）

令和7年2月5日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第8号関係分

令和7年3月27日まで

監 査 結 果	措 置 状 況
就学援助費の支給事務において、就学援助費の預金口座に私金が混同されているものがあったため、予算決算及び会計規則等に準拠した適正な処理をされたい。	指摘のあった不備について、預金口座を整理するため、就学援助費管理用に新規口座を開設し、就学援助費該当金額のみ新規口座へ移動させた。現時点において令和6年度分就学援助費の精算が完了し、口座残高は0円である。